

長井人いきいきポータルサイト「おらんだちゃんねる」運営規約

(目的)

第1条 この規約は、長井市が提供する長井人いきいきポータルサイト「おらんだちゃんねる」の適正な管理と効率的な運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規約における用語の意義は、次の各号に定める。

- (1) サイト 長井市が設置するウェブサイト 長井人いきいきポータルサイト「おらんだちゃんねる」で、市民ブログ及び第13条に規定する市民ブログ以外の情報を提供するものをいう。
- (2) 市民ブログ サイト上において、株式会社ステップアップコミュニケーションズのシステム(以下「samidare」という。)を用いて、第5条の規定により会員として承認された個人又は団体(法人を含む。以下同じ。)から提供される情報をいう。
- (3) イベントスケジュール Google 株式会社のシステムを用いて、個人又は団体が行事等の情報を登録することにより、サイトのウェブページに掲示される予定表をいう。
- (4) ウェブページ インターネットに公開されている画面をいう。

(サイトの管理)

第3条 市長は、サイトを適正に管理運営するためにサイト管理者を置く。

- 2 サイト管理者は、総合政策課長の職にある者をもって充てる。
- 3 サイト管理者は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) ウェブページ及び掲載する情報の管理
- (2) 情報セキュリティの確保
- (3) データの保守及び管理
- (4) トラブルの予防と発生時の対応
- (5) データ更新の記録保管
- (6) データの定期的なバックアップ
- (7) 会員の管理
- (8) イベントスケジュールの管理
- (9) その他サイト管理に必要な業務

(会員の要件)

第4条 サイトに市民ブログを投稿できる者は、samidare の会員に限るとともに、次のいずれかの要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する個人であること
- (3) 継続して定期的に長井市を訪れる個人であること
- (4) 市内に事務所又は事業所を有する団体であること

(会員の承認)

第5条 前条各号の要件を満たし、市民ブログを投稿しようとする者は、おらんだちゃんねる会員承認申請書(別記様式第1号)により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項による申請を受けたときは、「地域特派員」として承認し、サイトに市民ブログを投稿

できるようにするものとする。

(会員情報の変更)

第6条 地域特派員は、第4条の要件に変更のあった場合は、おらんだちゃんねる会員情報変更承認申請書(別記様式第2号)により市長に申請し、承認を受けなければならない。

(禁止行為)

第7条 地域特派員は、以下の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) samidare の会員規約で定める禁止事項に該当する行為

(2) その他サイト管理者が不相当と認める行為

(退会)

第8条 地域特派員は、おらんだちゃんねる退会届(別記様式第3号)を市長に提出することにより、退会することができる。

(会員の承認の取消し)

第9条 市長は、地域特派員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員の承認を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する会員の要件を欠いた場合

(2) 第6条に規定する会員情報の変更を行わなかった場合

(3) 第7条に規定する禁止行為を行った場合

(4) 前条に規定するおらんだちゃんねる退会届(別記様式第3号)を市長に提出した場合

(5) その他市長が会員の承認を取り消す明白な理由がある場合

2 会員の承認を取り消された地域特派員は、サイト内から全ての情報を取り消され、当該サイトで保有する全ての権利を失うものとする。

3 市長は、会員の承認を取り消した場合は、速やかに当該地域特派員に書面により通知するものとする。

(事業者への委託)

第10条 市長は、第3条第3項に規定するサイトの管理に関する業務を委託することができる。

(情報の削除)

第11条 サイト管理者は、地域特派員が次の各号に該当する場合は、当該地域特派員の承諾の有無にかかわらず、市民ブログを通じて公開した情報を削除することができるものとする。

(1) samidare の会員規約における情報の削除に関する要件に該当する場合

(2) その他サイト管理者が不相当と認める場合

(著作権等)

第12条 おらんだちゃんねるの市民ブログを通じて公開する情報の著作権は、原則的に本人に帰属するものとする。ただし、サイト管理者は地域特派員が市民ブログを通じて公開した情報の全部又は一部を保存し、他の媒体に自らのため二次利用すること若しくは他の個人又は団体のため二次利用させることができるものとする。

2 著作権に関する前項以外の要件は、samidare の会員規約によるものとする。

(市民ブログ以外の情報提供)

第13条 サイト管理者は、市民ブログ以外に次の各号の情報を市民に提供することができる。

(1) 市政に関する情報

(2) イベントに関する情報

- (3) 地域特派員の紹介
- (4) 会員及びサイト利用に関する案内
- (5) その他市民に必要な情報
(情報提供の中断又は停止)

第14条 サイト管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報提供の一部若しくは全部を一時中断又は停止することができる。

- (1) サイトの定期保守、更新等緊急に停止する必要がある場合
- (2) 火災、天災等の不可抗力により、情報提供が困難となった場合
- (3) インターネットを通じた不正アクセスにより、情報提供が困難な場合
- (4) その他不測の事態により、情報提供が困難な場合
- (5) その他サイト管理者が認める場合
(免責)

第15条 市長は、前条の規定によりサイトの情報提供が中断又は停止をしたことに起因して生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

- 2 地域特派員等は、サイトを通じて提供される情報に関し、地域特派員間又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決しなければならない。
(個人情報)

第16条 市長は、サイト運営に係る個人情報について、長井市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止及び個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域特派員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。
(所轄裁判所)

第17条 サイトの利用に関して、市長と地域特派員等との間に訴訟の必要性が生じた場合は、山形地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年2月1日から施行する。